

2-2. 労働安全衛生法

章 名	条 文	内 容
第1章 総 則	第1条 第5条	法律の目的(第1条):労働災害防止のための危害防止基準の確立,責任体制の明確化,自主的活動の促進などにより,職場における労働者の安全と健康の確保および快適な職場環境の形成を促進すること 用語の定義(第2条):労働災害,労働者,事業者,化学物質,作業環境測定について法律上の定義がされている 事業者の責務(第3条):職場における労働者の安全と健康を確保することは事業者の義務
第2章 労働災害防止計画	第6条 第9条	計画の策定者(第6条):労働大臣 (参考) 現行の第9次労働災害防止計画は平成10年に公示された。これは平成14年度を目標年度とする5ヵ年計画である。基本的事項に関する対策としては (1) 死亡災害の撲滅 (2) 中小企業における安全衛生の確保 (3) 高齢社会の進展に伴う安全衛生の確保 (4) 新しい安全衛生管理手法の導入 (5) 最近における業務上の心身の負担の増大等に対応した労働衛生対策の推進 (6) 原点に立ち返った安全衛生意識の高揚
第3章 安全衛生管理体制	第10条 第19条の3	マンパワー: ①総括安全衛生管理者 ②安全管理者 ③衛生管理者 ④安全衛生推進者,衛生推進者 ⑤産業医(衛生委員会の必要構成員) ⑥作業主任者 ⑦統括安全衛生責任者 ⑧元方安全衛生管理者 ⑨安全衛生責任者 委員会: ①安全委員会 ②衛生委員会 ③安全衛生委員会
第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	第20条 第36条	健康障害防止措置(第22条)→各種規則参照 労働者の遵守事項(第26条)→各種規則参照 健康障害防止指針の公表(第28条)→(例)発がん物質
第5章 機械等及び有害物に関する規制	第37条 第58条	製造の禁止(第55条):令第16条に定める9物質 製造許可(第56条):令第17条に定める特定化学物質第1類物質 表示(第57条):令第18条に定める物質 文書の交付等(第57条の2):MSDS 化学物質の有害性の調査(第57条の3):新規化学物質
第6章 労働者の就業に当たっての措置	第59条 第63条	安全衛生教育(第59条): 雇い入れ時の教育,作業内容変更時の教育,危険有害業務就業時の特別の教育
第7章 健康の保持増進のための措置	第65条 第71条	作業環境測定(第65条) 作業の管理(第65条の3) 健康診断(第66条) 自発的健康診断の結果の提出(第66条の2) 健康診断の結果の記録(第66条の3) 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(第66条の4) 健康診断実施後の措置(第66条の5) 一般健康診断の結果の通知(第66条の6) 保健指導等(第66条の7) 健康管理手帳(第67条) 健康教育,健康相談(第69条)
第7章の2 快適な職場環境の形成のための措置	第71条の2 第71条の4	事業者の講ずる措置(第71条の2)(p.18参照) 快適な職場環境形成のための指針の公表(第71条の3)
第8章 免 許 等	第72条~第77条	衛生管理者免許(第1種・第2種),潜水士免許など20種類
第9章 安全衛生改善計画 等	第78条 第87条	安全衛生改善計画(第78条):都道府県労働基準局長の指示 安全衛生診断(第80条):労働衛生コンサルタント,労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタントの業務(第81条) 労働衛生コンサルタント試験(第83条) 日本労働安全衛生コンサルタント会(第87条)
第10章 監 督 等	第88条 第100条	労働基準監督署長,労働基準監督官(第90条) 産業安全専門官,労働衛生専門官(第93条) 労働衛生指導医(第95条):都道府県労働局におかれている
第11章 雑 則	第101条 第115条	健康診断に関する秘密の保持(第104条):健康診断の実施の事務に従事した者は知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない(違反:6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金)
第12章 罰 則	第116条~第122条	

2-2-a. 安全衛生管理体制(1)

項 目	条 文	内 容														
総括安全衛生管理者	法第10条	以下の業務の総括管理(工場長,作業所長,支店長など事業場の実際の管理者) ①危険,健康障害の防止 ②安全衛生教育 ③健康診断,健康の保持増進 ④労働災害の原因調査,再発防止 ⑤その他の労働災害を防止する業務														
総括安全衛生管理者を選任すべき事業場	令第2条	事業場の規模: 100人以上: 林業,鋳業,建設業,運送業,清掃業 300人以上: 製造業,通信業,電気業,ガス業,水道業,熱供給業,自動車整備業,機械修理業,各種商品卸売業・小売業,旅館業,ゴルフ場業 1,000人以上: その他の業種														
衛生管理者	法第12条	総括安全衛生管理者の業務のうち衛生に係わる技術的事項の管理を行う。国家資格で第一種と第二種がある 事務事業所のみ 有害業務														
衛生管理者を選任すべき事業場	令第4条	常時50人以上の労働者を使用する事業場														
衛生管理者の選任	則第7条	14日以内にその事業場に専属の者を事業場規模に応じた数選任 <table border="1"> <tr> <td>労働者(人)</td> <td>50~200</td> <td>~500</td> <td>~1,000</td> <td>~2,000</td> <td>~3,000</td> <td>3,000<</td> </tr> <tr> <td>衛生管理者(人)</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </table> <p>第一種衛生管理者: 農林畜水産業,鋳業,建設業,製造業,電気業,ガス業,水道業,熱供給業,運送業,自動車整備業,機械修理業,医療業,清掃業</p>	労働者(人)	50~200	~500	~1,000	~2,000	~3,000	3,000<	衛生管理者(人)	1	2	3	4	5	6
労働者(人)	50~200	~500	~1,000	~2,000	~3,000	3,000<										
衛生管理者(人)	1	2	3	4	5	6										
衛生管理者の資格	則第10条	国家試験合格者のほか,①医師 ②歯科医師 ③労働衛生コンサルタント ④労働大臣の定める者(衛生管理者規定 昭47労働省告示第94号)が有資格														
安全衛生推進者(衛生推進者)	法第12条の2	総括安全衛生管理者の業務を,権限と責任を有する者の指揮を受けて担当。衛生推進者は衛生に関することのみ 安全衛生推進者は安全管理者を選任する必要のある業種の事業場で,衛生推進者はその他の事業場で選任														
安全衛生推進者(衛生推進者)を選任すべき事業場	則第12条の2	常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場														
産 業 医	法第13条															
産業医を選任すべき事業場	令第5条	常時50人以上の労働者を使用する事業場														
産業医の選任	則第13条	14日以内に業務,規模に応じて選任 <table border="1"> <tr> <td>労働者(人)</td> <td>50</td> <td>500</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>産業医(人)</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>→有害業務*にあつては1人は専属</p> <p>*有害業務: イ.暑熱 ロ.寒冷 ハ.有害放射線 ニ.じんあい・粉末 ホ.異常気圧 ヘ.振動 ト.重量物 チ.騒音 リ.坑内 ス.深夜 ル.酸・アルカリなど ヲ.鉛・クロムなどのガス・蒸気・粉じん ワ.病原体 カ.その他(未制定)</p>	労働者(人)	50	500	1,000	3,000	産業医(人)		1	1	2				
労働者(人)	50	500	1,000	3,000												
産業医(人)		1	1	2												
産業医,産業歯科医の職務	則第14条	産業医: ①健康診断の実施とその結果にもとづく措置 ②作業環境の管理・改善 ③作業の管理 ④①,②,③のほかの健康管理に関すること ⑤健康教育,健康相談 ⑥衛生教育 ⑦健康障害の原因調査,再発防止の措置 産業歯科医: 塩酸,硝酸,硫酸,亜硫酸,フッ化水素,黄リン,その他歯またはその支持組織に有害な物のガス,蒸気または粉じん業務に従事する者の歯またはその支持組織の健康診断														
職 場 巡 視	則第15条	産業医は少なくとも月1回の職場巡視→現場の実態把握														
作 業 主 任 者	法第14条	高压室内作業その他,労働災害を防止するための管理が必要である作業の指揮をする者														
作業主任者を選任すべき作業	令第6条	29作業														

専属 事業場に所属	兼任 衛生管理者 就任して産業医
非専属	嘱託産業医

17